

法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）

平成21年4月17日

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第1 入学者の質と多様性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2 修学者の質の保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第3 教育体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第4 質を重視した評価システムの構築・・・・・・・・・・・・ 26
- 付属資料
 審議経過・委員名簿
- 参考
 基礎資料

はじめに

1. 法科大学院特別委員会においては、法科大学院修了者の質が十分ではないとの指摘が一部でなされ、法科大学院の教育の在り方についても問われる中で、認証評価機関による評価の結果、各法科大学院に対する実態調査、関係機関の見解等の検討や法曹関係者からのヒアリングなどを行い、現状の正確な把握に努め、以下のような認識に至った。

(1) 新しい法科大学院制度を総体としてみれば、司法制度改革で期待されている役割を果たすため、多くの法科大学院において理論と実務を架橋する教育課程の整備が着実に進み、法科大学院を修了した司法修習生の素質・能力も司法修習生の指導に携わる関係者からは、全般的に従来に比べて遜色はないばかりか、以下のような優れた点が見られるとの評価がなされている。

- ① 自発的・積極的な学修意欲が高いこと
- ② 学修のための方法論を身に付け、判例や文献等の法情報調査能力が高いこと
- ③ コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れていること
- ④ 法曹倫理の学修等を通じて法曹の果たすべき社会的使命についての確かな理解を得るに至っていること
- ⑤ 法律基本科目だけでなく、実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識を有していること

(2) しかしながら、法科大学院についての認証評価の結果や司法修習生考試の結果などを踏まえると、法科大学院における教育の実施状況や法科大学院修了者の一部について、以下のような問題点が認められ、これらの速やかな改善が必要とされている。

- ① 基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていない修了者が一部に見られること
- ② 論理的表現能力の不十分な修了者が一部に見られること
- ③ 各法科大学院における法律実務基礎教育の内容が不統一であること

2. このため、本特別委員会においては、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るため、法科大学院における教育の質の保証の在り方について、法曹関係者を含めた幅広い関係者の参画を得て、ワーキング・グループを設置し、集中的に審議を進め、以下のような改善方策をとりまとめた。

第1 入学者の質と多様性の確保

1. 競争性の確保
2. 適性試験の改善
3. 法学既修者認定の厳格化
4. 多様な人材の確保

第2 修了者の質の保証

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法
2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底
3. 司法試験との関係

第3 教育体制の充実

1. 質の高い専任教員の確保
2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進
3. 教員養成体制の構築
4. 教員の教育能力の向上

第4 質を重視した評価システムの構築

1. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価
2. 積極的な情報公開の促進
3. フォローアップ体制の構築

3. 今後、引き続き、法科大学院における共通的な到達目標の策定に向けて、審議を継続していくとともに、本報告に基づく各法科大学院における改善計画及びその履行状況について、適切なフォローアップを行っていくこととしている。

4. 本特別委員会としても、法科大学院関係者においては、この改善の方向を真摯に受け止め、法科大学院における教育の質の一層の向上に、ただちに取り組むことを強く要望したい。

5. 文部科学省においては、法務省をはじめ関係機関と連携を図りながら、この改善方策を踏まえて、各法科大学院の現状と今後の改善計画について把握し、必要な改善を推進していくことが望まれる。

第1 入学者の質と多様性の確保

1. 競争性の確保

○ 現時点で、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回っているなど、競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。

〈入学者選抜の状況〉

法科大学院の入学者選抜における志願者数は、法科大学院を創設した平成16年度の72,800人を除き、平成17年度～19年度においては4万人台で推移したが、毎年、減少傾向にあり、平成20年度は4万人台を割っている。平成19年度と比較して平成20年度は5,652人減となっている。

平均志願倍率は、平成16年度の13倍を除き、平成17年度～20年度においては7倍前後で推移しており、3倍を割っている法科大学院が13校に達している。

現在、74校の法科大学院（国立23校・公立2校・私立49校）が設置され、平成20年度の入学定員の総計は5,795人であるが、定員過欠員の状況は、平成16年度（177名超過）を除き、入学定員に対して入学者数が下回る状態が続き、平成20年度では388名（46法科大学院）の欠員が生じている。このうち、平成19年度及び20年度の2ヶ年連続で入学者数が入学定員に満たない法科大学院は28校あり、そのうち入学定員の8割を満たしていない法科大学院が10校ある。

〈競争性の確保〉

企業の雇用動向、司法試験の合格率や法曹有資格者の就職状況等の状況の変化にもよるが、法科大学院の入学志願者数は、今後、ほぼ一定の水準で推移していくものと見込まれる。

各法科大学院は、それぞれ魅力あるものとなるよう切磋琢磨し、自らの活動に関する情報を社会に対して積極的に発信するとともに、入学者選抜の工夫等を通じて、志願者の確保に努めていく必要がある。

特に、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、現時点で、このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。

2. 適性試験の改善

- 適性試験は、法科大学院入学時に、高度専門職業人として備えるべき不可欠の資質・能力を測るものでもあるため、法科大学院の入学者選抜においては、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。
- 適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないように、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。
- 統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年の総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである。
- 認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。
- 適性試験は、すべての法科大学院において有効に活用されるよう、適切な内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。
- 適性試験の公平かつ安定的な実施を図るため、法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、適性試験の統一化が図られる必要がある。

〈適性試験の在り方〉

法科大学院の入学者選抜では、適性試験、小論文、面接などの総合判定で合否が決定されているが、適性試験の成績と法科大学院の成績の間に強い相関関係は認められないため、年々、適性試験の成績の配点の比重を下げる法科大学院が増えている。

適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績と相関関係が強くないが、そこで測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。

〈適性試験の統一的な入学最低基準点〉

適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないように、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。

統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。

認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。

このような適性試験の運用の厳格化に伴って、適性試験の年複数回の実施などの工夫により、法科大学院の入学希望者に幅広い受験機会を付与することを確保するとともに、将来的には、各年の試験の難易度を調整し、試験結果の複数年の利用についても検討することが望まれる。

各法科大学院においては、入学者の適性試験の平均点や最低点などの状況を公表し、入学希望者や社会に対して適切に情報を提供することが求められる。

〈適性試験の内容等の改善〉

適性試験は、多様な経歴を有する者について、法科大学院における学修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質・能力を測る共通の方法として、すべての法科大学院において有効かつ適正に活用されるよう、その内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。

その際、受験技術のトレーニングを積んだ者が対応しやすい試験となっているのではないかとの指摘もある中で、基本的な能力を問う多肢選択方式を基本とし、受験技術等による安易な対策が図りにくい試験となるよう配慮されるべきである。

なお、適性試験は、現在、大学入試センター及び日弁連法務研究財団の2機関でそれぞれ実施されているが、適性試験の一層の公正かつ安定的な実施を図るため、それを用いて入学者選抜を行う法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、その統一化が図られる必要がある。そのためには、法科大学院関係者と適性試験実施機関（大学入試センター及び日弁連法務研究財団）との間で、早急に、その統一化の検討が進められることが望まれる。

また、表現力の評価について、日弁連法務研究財団においては、論文試験として実施しているが、その評価は各法科大学院に委ねており、大学入試センターの適性試験においては、文章の並べ替え等の多肢選択式試験をもって表現力の評価を実施している。表現力を適切に評価するための統一的な実施・採点体制の構築は、多大な人的負担を伴うため、大学入試センターの適性試験にある多肢選択式試験及び日弁連法務研究財団で実施されている各法科大学院に評価を委ねる論文試験の組み合わせの在り方について、統一後の適性試験実施機関において検討することが必要である。

3. 法学既修者認定の厳格化

○ 法学既修者の質を確保し、修業年限の1年短縮という制度が適切に運用されるために、各法科大学院で実施される法学既修者認定試験の試験科目と履修したものとみなす科目の関係につき統一的な運用を図ることが必要である。

【法学既修者認定試験の統一的な運用方法】

- ① 法学既修者認定試験で課す試験科目は、履修したものとみなすすべての科目を対象とすることとし、その合格者については原則として対象となる1年次配当の必修科目すべての単位を一括して免除すべきである。
- ② 各法科大学院において、法学既修者認定試験の各試験科目について、最低基準点を設定すべきである。
- ③ 法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、法的な文書作成能力を評価するため、論文試験を課すべきである。

〈法学既修者認定試験の意義〉

法科大学院の法学既修者認定は、法科大学院の基礎的な法律基本科目の履修を省略できる程度の学識を備えているかどうかを判定するため、法科大学院ごとに個別に実施されているが、現状においては法学既修者の水準もある程度確保されており、統一的な試験を直ちに実施することは必要と思われない。

しかしながら、各法科大学院において法学既修者の入学者選抜の水準に関する基準が必ずしも明確となっていないことから、既修者枠を埋めるために法学既修者認定試験の低得点者も合格させることで入学者の数を確保している場合も一部見られる。法学既修者の質を確保し、修業年限の1年短縮という制度が適切に運用されるために、各法科大学院で実施される法学既修者認定試験の試験科目と履修したものとみなす科目の関係につき統一的な運用を図ることが必要である。

〈法学既修者認定試験の統一的な運用〉

現状としては、法学既修者認定試験において6科目の試験を課するのが一般的な傾向であるが、特に、多くの私立の法科大学院においては夏期休暇中に入学者選抜を実施するため、6科目の試験を課すことは現役の法学部生（4年次生）の負担が大きいため、4科目で実施する法科大学院もある。

法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目すべてを対象とすべきであり、民事系・刑事系・公法系等の複合型の試験により行われる場合であっても、すべての当該科目が試験の出題範囲に含まれていることは必要である。（なお、法学既修者認定試験において、総合的な法律的な能力の判定を行うことを目的として、履修免除とならない科目についても試験科目に含めることを、必ずしも排除するものではない。）また、法学既修者認定は、修業年限の1年短縮を伴っているため、履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである。ただし、

全体としては優秀な成績を修めているが一部の科目においてのみ合格点に達することができなかった者について、教育上有益と認められる場合には、当該不合格科目の履修を義務づけるという条件の下で法学既修者認定を行うことも考えられるが、これはあくまで例外的にのみ認められるべきであり、履修免除を行わない科目は、2年次以降に履修する必要があることに鑑み、6単位を上限とすべきである。

このため、1年次配当科目のうち履修免除の対象とならない科目や法学既修者認定試験で合格点に達せず履修免除されなかった科目については、2年次以降に履修することになるが、2年次の履修登録上限が設定されている趣旨を踏まえ、上記6単位の上乗せの範囲内で履修を認めることが適当である。

各法科大学院の法学既修者認定試験は、択一試験のみで実施される場合、択一試験と論文試験の組み合わせで実施される場合等があるが、法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、論文試験を課すことにより、法的な文書作成能力を評価することが求められる。

また、法学既修者認定試験の合格判定について、例えば、ある科目で1割程度しか得点できていなくても、各科目の総合得点で一定水準に達しているため合格としているなど、法科大学院によっては、もっぱら総合点の成績のみを勘案して、個別の科目の点数が著しく低い場合も法学既修者として認定している場合も見られるが、履修免除措置の厳格な運用の観点から、各法科大学院においては、それぞれの試験科目について、最低基準点を設定することにより、一定水準の学修を終えたとは認められない科目について履修を免除することがないようにすべきである。

一方、法情報調査の基礎などの基礎的な能力の醸成に係る教育については、法学既修者認定試験による履修免除判定に適さず、また、法学既修者のみにこれら科目の履修を義務づけることも容易ではないから、適切な時期に導入教育を実施するなどの方法により、その教育が実質的に担保されるようにすべきである。

4. 多様な人材の確保

- 今後、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するため、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮のみならず、夜間コースの設定や長期履修コースの運用により、働きながら学修できる環境を整備するとともに、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためには、法学未修者コースにおけるカリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきである。
- 社会人等の多様な人材を確保するため奨学金の充実が求められ、社会人入学者等につき、大学院の課程全体における家計基準の合理化など公的奨学金制度のさらなる充実が図られるべきである。

〈社会人学生の入学の促進〉

社会人入学者の割合は、平成16年度は全入学者の48.4%と高い割合であったが、平成17年度～20年度にかけては30%前後で漸減傾向である。他学部出身者の割合は、平成16年度は全入学者の34.5%を占めていたが、平成17年度に30%台を割り、その後は20%台後半で推移している。

社会人ないし他学部出身者を対象とする特別選抜での入学者の全入学者に占める割合は、平成16年度～20年度にかけて、3%～4%にとどまっている。法科大学院制度創設前に存在していた社会人の入学希望者は、かなりの部分が法科大学院1期生等として、すでに入学したと考えられ、今後も、社会人の潜在的なニーズは少なからずあるものの、入学志願者数は、ほぼ一定した水準で推移していくと考えられる。他学部出身者についても、現在、25%程度で安定しており、社会人入学者と同様の状況と考えられる。

適性試験の実施回数・時期の検討とともに、多くの法科大学院において8月下旬から12月にかけて実施されている入試時期の弾力的な運用等、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮が必要である。

また、優れた資質を有する社会人が法科大学院にアクセスしやすい環境を整えるため、働き続けながら法科大学院に通学することを希望する社会人に配慮して、既存の入学定員の枠内での夜間コースの設定や、標準修業年限よりも時間をかけて履修していく長期履修コースの運用等により、働きながら学修できる環境を整備する必要がある。その際、複数の法科大学院が共同して夜間コースを設置することも考えられる。現在、夜間コースは関東地域に多く設置されているが、今後、既存の法科大学院の改編等により、関西地域や他の地域にも整備されていくことが望まれる。

一方で、働きながら法科大学院で学ぶことを希望する者については、高度な法律的知識・思考力を身に付けることにより、一層質の高い業務が行えるようになるという利点があることから、雇用者側の理解と積極的な協力が望まれる。なお、多様なバックグラウンドを持つ法曹を養成する観点から、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためには、法学未修者の中でも、とりわけ、法学を全く学んだこ

とのない者が3年の教育課程を経れば法科大学院修了にふさわしい質と能力を備えることができるよう、カリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきである。

〈奨学金の適切な運用〉

日本学生支援機構の奨学金(または公的奨学金)の家計基準においては、自宅通学生の場合、親の所得は対象とならず本人のみの所得が対象となるため、高額所得者の子弟であっても奨学金の貸与が受けられるが、共働きで勤務していたが退職して法科大学院に入学した社会人学生は、本人及び配偶者の所得の合算額が対象となるため、それほど所得が多なくても奨学金の貸与を受けられないといった事態が生じている。今後、社会人等多様な人材を確保するためには奨学金の充実が求められることから、社会人入学者等につき、法科大学院の課程全体における家計基準の合理化など公的奨学金制度のさらなる充実が図られるべきである。

司法試験の合格率の向上を図るため、優れた法学既修者を獲得することを目的として、入学試験成績の優秀な法学既修者に対して過大な奨学金の付与や授業料全額免除等を行っている法科大学院も見られるとの指摘がある。経済的に厳しい状況にある学生の経済的負担の軽減を目的とした奨学金や授業料免除の制度の拡充は望ましいが、もっぱら司法試験の合格率の向上に資することが期待される入学者を確保することを意図して、法科大学院間で奨学金や授業料免除の拡大などの競争が過熱化しつつある中で、奨学金の特典を受ける学生と受けない学生との間に過度の不均衡を生じさせることがないよう配慮することが求められる。

第2 修了者の質の保証

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法

- 将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある、それによって各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる。
- 今回、共通的な到達目標を策定すべき科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とし、そこに掲げられるべき質・能力については、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力といった幅広い内容とすることが適当である。
- 共通的な到達目標の水準は、すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定めるものであり、各法科大学院においては、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することが強く期待される。
- 共通的な到達目標の内容は、法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある。
- 各法科大学院は、修了者の共通的な到達目標の達成度を評価するため、厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定に取り組むとともに、各認証評価機関においては、法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成に向けた各法科大学院の取組を適切に評価することが期待される。

<共通的な到達目標の策定の目的>

法科大学院修了者に対しては司法試験の受験資格が付与されることとなっているが、法科大学院における学修は、司法試験科目にとどまらず、司法試験では測ることができないが、法曹になるために必要な内容を幅広く含んでいる。しかし、これまで、司法試験委員会の考査委員ヒアリングや司法研修所の教官の所感などにおいて、法科大学院を修了して司法試験を受験している者や司法修習を受けている者のうちに、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていないと思われる者が一部に見られる、との指摘がなされている。また、法科大学院が担うべき法律実務基礎教育の内容については、明確な共通の理解が必ずしもなく、法科大学院によって法律実務基礎科目の内容が不統一であるとの指摘もなされている。

このため、将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある、それによって、各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる。この策定に向けて、本委員会は、引き続き検討していくこととする。

この共通的な到達目標は、デファクト・スタンダードとしての性格を有するものであるが、その内容は、授業において直接取り扱うかどうかにかかわらず、法科大学院生が修了時までには必ず修得しておくべき能力等を示すものである。また、共通的な到達目標は、ミニマム・スタンダードとして、法科大学院修了者として最低限度備えておくべき能力等を示すものであり、法科大学院での学修が、単に共通的な到達目標を達成すれば十分であるという趣旨のものではない。

共通的な到達目標の策定・運用に当たっては、法科大学院教育の多様性と裁量を確保し、その水準及び対象とする法分野に関して、各法科大学院がその創意工夫によって共通的な到達目標を超える教育を実施することを尊重する必要がある。授業内容・授業方法への過剰な干渉や知識偏重型・暗記型学修を助長する内容とならないように、特に留意すべきである。

＜共通的な到達目標の内容＞

共通的な到達目標策定の対象となる法分野は、当面、法科大学院の教育において共通に修得することが期待される能力等の主要な部分を明確にするという趣旨から、法律基本科目及び法律実務基礎科目とすることが適切である。

共通的な到達目標に掲げられる質・能力については、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力といった幅広い内容とすることが適当である。

共通的な到達目標の対象とその到達目標の内容としては、当該法分野の理解にとって不可欠な法制度の枠組、基本となる法理、重要な条文等について、法制度、法理や条文の趣旨を理解しているか、条文の要件・効果を理解しているか、条文等の解釈・適用に関する重要な問題点を理解しているか、条文等の解釈・適用に関わる主要な判例・学説の考え方や対立点を理解しているか、複数の制度や複数の法分野の基本的な連関を理解しているか、などといったものが考えられる。その内容は、法科大学院生や法科大学院関係者において共通の理解が得られるよう、可能な範囲で、具体的な項目を定めて明確化される必要がある。

共通的な到達目標の水準は、すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定めるものであり、各法科大学院においては、共通的な到達目標の水準の学修のみで満足するのではなく、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することが強く期待される。

共通的な到達目標の内容は、法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある。

＜共通的な到達目標達成の評価方法＞

各法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成度の評価については、各法科大学院における厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定において適切に行われるべきものである。また、それらの取組については、認証評価機関による評価において、適切に評価されることが期待される。なお、個別の修了者についてどのように評価を行うことができるか等について、将来的な検討が必要である。

2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底

(1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保

- 今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、授業科目やその内容について、各科目群（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。
- とりわけ、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などに配慮するため、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、法学未修者の修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させることができるような弾力的な取り扱いを行う必要がある。
- 法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、法的思考力の修得が求められていることから、授業の実施については、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要である。
- 法学未修者1年次における基本分野の法律に関する基礎的な学修は、2年次以降の学修の前提となるものであるから、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある。
- また、法学既修者の教育においても、法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、法律基本科目の一層の充実が必要である。
- 認証評価機関における評価に当たっても、上記の単位数や教育方法の考え方に従い、法律基本科目に関わる評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について、今後の検討が必要である。

<法学未修者教育の現状>

法科大学院教育においては、司法試験及び司法修習との有機的連携を図る法曹養成の中核的教育機関として、実務との架橋を意識した法理論教育を行うことにより必要な学識及び実務の基礎的素養等を身に付けさせるため、法律基本科目を中心として論理的・体系的な法的思考力や理解力を涵養することが求められている。

法科大学院のカリキュラムにおいては、法律基本科目の他に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目といった各科目群が存在し、適切な科目区分整理が

行われることを前提として、各科目群について偏りのない学修が求められており、法律基本科目の必要修得単位数は、おおむね、修了要件単位数の3分の2以内となっている。また、法科大学院の修了要件単位数は93単位以上となっているが、各学年について36単位の上限を標準とする履修登録単位数の制限があり、最終学年次については44単位を最大上限とする解釈・運用が認証評価機関における評価基準ないし解釈指針で認められている結果、現在において、標準修業年限3年間で履修が可能となる単位数は最大で116単位となっている。

法律基本科目の授業を正課外で実施することにより、実質的に履修登録単位数の上限を超過することや、実質的に法律基本科目の内容を有する授業科目を展開・先端科目等の他の授業科目群科目として開講することは、法律基本科目に偏り、それ以外の授業科目の履修が十分確保されない結果を生ずる恐れがきわめて高くなり、認証評価においても評価基準に不適合であると判断される例も見られる。

平成20年度の新司法試験においては、法学未修者の新司法試験合格率(22.5%)は、法学既修者の合格率(44.3%)の半分程度になっており、法学未修者教育のための修了要件単位数や法律基本科目の授業時間数が十分でないとの指摘もみられる。

<法学未修者教育の充実>

今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、授業科目やその内容について、各科目群(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。

とりわけ、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などにも配慮し、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させる(現在の修了要件単位数に、法学未修者1年次の法律基本科目増加分の単位数を上乗せする)ことができるような弾力的な取扱いを行う必要がある。このような弾力的運用は、あくまで未修者教育の改善を図るためのものであることから、法律基本科目の単位数等を増加させる場合においても、各法科大学院は、在学する学生の学修状況を十分に踏まえ、法学未修者教育の充実に資する教育内容を増やすべきであり、導入的な内容などにも配慮し、法律基本科目の基礎的な力を着実に身に付けさせるために、このような弾力的運用を活用することが期待される。また、増加した単位数の枠内などで、将来的に

法曹として求められる法的なりテラシーを醸成する観点から、単に技巧的な答案練習とは区別された、法的文書の作成のための基礎教育が十分に行われるよう努めることが期待される。

また、正課の授業以外においても、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生や修了者によるメンターないしチューター制度の活用やT A（ティーチング・アシスタント）によるサポートなど、とりわけ法学未修者1年次の自学自習を支援する体制の充実も図られるべきである。

このほか、法学未修者1年次の学修の充実を図る観点から、法律基本科目の単位数を変更することなく、45時間の学修量を1単位とする枠内で、授業時間数と事前事後の学修時間の配分を見直し、通例15時間で行われている授業時間数を大学設置基準に定める範囲内でより弾力的に運用すること[※]や、演習、実習等についても同様の考え方で授業時間数を設定することも考慮の余地があるが、その実施に当たっては、慎重な検討が必要である。

※大学設置基準においては、1単位の講義の授業時間について、15時間から30時間までの範囲で大学が定めることとされている。

＜法学未修者の教育方法の改善＞

現在、法科大学院教育においては、法学の基礎知識の定着に加え、法的思考力を醸成すべく、双方向・多方向型の授業を行うものとされているが、一方において、法学未修者1年次においては、基礎的知識が十分でない状態で双方向・多方向型の授業を行うと、授業の進捗が遅れ、教員負担も大きくなることから、法学の基礎的知識を定着させるためには講義方式の授業の方が優れているとの指摘がある。他方において、体系的な法的思考力を身に付けさせるための適切な工夫をすれば双方向・多方向型の授業は法学未修者1年次にとっても十分効果的である、との指摘もある。

法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、体系的な法的思考方法の修得が求められていることから、授業の実施については、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向型の授業方法を基本としつつ、講義形式の授業方法をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の一層の工夫が必要である。また、双方向・多方向型の授業は学生の予習・復習のインセンティブを高めることが期待されるが、その際、学生の予習・復習に偏りが生じることのないよう、適切な教科書の選択や補助教材の活用等による自学自習の支援のための工夫が特に必要である。

法学未修者1年次における基本分野の法律に関する基礎的な学修は、法的知識や思考力の基礎を修得させるものとして極めて重要であり、2年次以降の学修の前提となるものであるから、法学未修者は1年次終了の時点で、少なくとも、その後、法学既修者と同一の授業を2年間受けることにより、法科大学院修了の水準に達しうる程度にま

で到達していることが求められるため、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある。

＜法学既修者教育の充実＞

法学未修者に限らず、法学既修者の一部についても、法律基本科目の基礎的な学修が十分でないとの指摘が司法修習の担当者などよりなされていることから、法学既修者認定の厳格化を図るとともに、法律基本科目の基礎的な学修を確保する必要があり、法律基本科目以外の科目の履修単位数の維持・拡充に配慮しつつ、修了要件単位数を超える部分におけるカリキュラム編成や履修指導などの工夫により、法学既修者が履修する法律基本科目についても、質的充実はもとより量的充実を図ることが考えられる。

＜認証評価の考え方＞

認証評価機関における評価に当たっても、法学未修者教育の改善に係る上記の単位数や教育方法の考え方に従い、法律基本科目に関わる評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後の検討が必要である。

（2）法律実務基礎科目の在り方

- 法律実務基礎科目については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定が必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。
- また、法律実務基礎教育においては、法律基本科目の学修と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

＜法律実務基礎科目の現状＞

法律実務基礎科目には、多様な目的を有した科目が各法科大学院において開講され、すべての法科大学院において6単位以上の教育が行われ、修了に必要な法律実務基礎科目単位数が10単位未満となっている法科大学院が23校となっており、多くの法科大学院において、法律基本科目の学修を経た2～3年次での履修となっている。

新たな法曹養成制度においては、法科大学院教育と、その成果を確認する司法試験及び司法修習過程との連携や相互の情報交換が重要であるが、民法、刑法等の基本法分野について、表面的な知識はあるものの、その理解が必ずしも十分でない法科大学

院修了者がいるとの指摘がある。また、法律実務基礎科目の内容及び学修の到達水準について、法科大学院関係者や司法修習に関わる実務家の間で明確な共通認識が得られていなかったこともあって、司法修習に必要な水準に到達していない者が法科大学院修了者に含まれていると指摘する司法修習関係者がいる。

また、法律実務基礎科目の多様な教育目的と教育効果について、関係者の中でも統一的な認識が形成されておらず、法律実務基礎科目に属する各授業科目における教育が、教員相互間の連携が不十分なままに、それぞれ別個独立に行われているだけでなく、法律実務基礎科目の学修は法律基本科目の学修を踏まえたものである必要があるにもかかわらず、各科目の教員相互間の連携や各科目の内容の整合性が十分でない例があるとの指摘もある。

＜法律実務基礎科目の充実＞

法律実務基礎科目は、法律基本科目における基本法分野の基礎的な学修（それ自身が実務との架橋を意識したものであることが前提である。）がなされていることを前提として、法律実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）を行うこととされており、その内容・方法の充実が求められる。このため、法律実務基礎科目（特に法曹倫理、民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎に関する科目）については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定を検討することが必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。また、法律実務基礎科目の配当年次については、これらの科目が法律基本科目と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、法律基本科目の基礎的な学修を終えた後の2～3年次とすることが望ましいとする考え方が有力である。さらに、法律実務基礎教育においては、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

法律実務基礎教育の充実を図ることは、法科大学院教育が従来の司法修習における前期修習相当部分の実務教育を肩代わりすることを意味するものではないが、これにより司法修習との円滑な接続を図ることが期待され、他方、司法修習においてもあるべき法科大学院教育との連続性を意識した修習内容となることが望まれる。

なお、臨床系科目については、現在、多くの法科大学院が選択または選択必修科目として開講しているが、科目の性質もあって、それらの法科大学院においても必ずしも多数の法科大学院生が履修できる教育体制が確保されているわけではない。法律実務基礎科目については、これまで、臨床系科目の導入を含めて、平成23年を目途に、修了に必要な単位数を10単位程度とする議論がなされているところであり、各法科大

学院においては、法律実務基礎科目の充実が期待される。また、エクスターンシップや模擬裁判などの実施に当たっては、これを短期間で集中的に実施することが有効であることから、夏季・冬季の休業期間の活用など、2セメスター制や授業時間帯の枠にとらわれない工夫も期待される。

（３）厳格な成績評価・修了認定の徹底

- 厳格な成績評価を徹底するため、一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、また、これを前提として、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用することも望まれる。
- また、再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要がある。

<進級率・修了率等の現状>

法科大学院修了者には、司法試験の受験資格が付与されることとなっており、法科大学院の教育において厳格な成績評価による単位認定・進級判定・修了認定が行われることが求められている。現在、1年次から2年次への進級率が9割以上の法科大学院は22校、進級制を採っていない法科大学院は16校、修了率が9割以上の法科大学院は9校、進級時や修了時の判定の際に単位修得以外にGPA制度の数値を考慮している法科大学院は22校、平成21年度以降にGPA制度を導入予定の法科大学院は12校となっている。

<成績評価・進級判定・修了認定の厳格化>

厳格な成績評価を徹底するため、各授業科目の単位認定に当たっては、個々の法科大学院ないしはクラスにおける相対評価でなく、全国的な水準を踏まえた絶対的な到達度を基準とする必要がある。また、一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、これを前提として、GPA制度が進級判定や修了判定に積極的に活用されることも望まれる。GPA制度の運用に当たっては、形式的な導入にとどまり、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定・修了認定の機能を十分に果たさないという事態に陥らないように運用されるべきである。

また、再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要がある。

なお、厳格な成績評価の実施に当たっては、成績評価の水準に関して教員間での共通認識の形成が不可欠であり、これを実現するためにFD（ファカルティ・ディベロップメント）の実施などを通じた努力が必要である。

3. 司法試験との関係

- 司法試験の合否のみにより法科大学院の教育成果のすべてを評価することは適切とはいえないが、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続的に見られる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに、厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を早急に講じ、現状の改善を図る必要がある。
- なお、これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

大多数の法科大学院において、平成17年度に修了した法学既修者の50パーセント以上が、平成18年から平成20年までの3回の新司法試験において合格しているが、50パーセントに満たなかった法科大学院は8校であった。また、法科大学院修了者が、直近の司法試験で合格している割合が、全国平均の半分にも満たない法科大学院は、平成18年は11校、平成19年は30校、平成20年は34校であった。平成18年から平成20年までのいずれの司法試験においても、上記割合が全国平均の半分にも満たなかった法科大学院は、8校であった。

※ 合格率の算出に当たっては、法科大学院によって、修了者数と実際の司法試験受験者数との乖離がある例も少なくないことに十分留意する必要がある。

法科大学院は、新たな法曹養成制度の中核的な教育機関として、司法試験及び司法修習と有機的連携を図りつつ、法曹に必要な学識及び能力を備えた者を養成することを目的として設置されているものである。司法試験の合否のみにより法科大学院の教育成果のすべてを評価することは適切とはいえないが、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続（その見通しも含む）して見られる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を講じ、現状の改善を図る必要がある。

なお、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

第3 教育体制の充実

1. 質の高い専任教員の確保

- 各法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。
- 平成 25 年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととする。各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。
- 認証評価機関による評価においては、当該分野の状況などを踏まえながら、教員の資質・能力・実績について、適切に評価が行われることが期待される。

多くの法科大学院において、法律基本科目（特に民事訴訟法、刑事訴訟法、民法、行政法など）や展開・先端科目（特に司法試験の選択科目である知的財産法、環境法、経済法など）の専任教員の確保が困難となりつつある。すでに、認証評価機関による評価では、複数の法科大学院において、法律基本科目の専任教員の一部が適切に配置されていないことや、教員の年齢構成の偏りについて指摘されている。各法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。

また、現状では、多くの法科大学院において学部等との専任教員数のダブルカウントが行われているが、そのほとんどが、教育体制の充実を図る観点から、将来的な解消のために計画的に教員の配置を行ってきている。このため、平成 25 年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととするとともに、各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。

なお、これらの教員の組織体制や個別の教員の資質・能力・実績については、認証評価機関による評価において適切に評価が行われることが期待される。

2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進

- 法科大学院教育の質の一層の向上のため、例えば、以下のような状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成 22 年度の入学者からの入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。
 - ・ 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難
 - ・ 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難
 - ・ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続
- また、上記のような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成 22 年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取り組むことが望まれる。
- 特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院において、今後、単独では、質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合には、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図ることを積極的に検討する必要がある。

<入学定員の見直し>

法科大学院の設置については、司法制度改革審議会意見書を踏まえ、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとなっており、現在 74 校の法科大学院が設置されるに至っている。しかしながら、現状においては、競争倍率（受験者数／合格者数）が 2 倍を割っている法科大学院が約 3 分の 1 に達しており、一部の法科大学院においては、適性試験の成績が平均の半分にも達しない学生を入学させているケースが見られるほか、法科大学院の約 8 割近くが、法律基本科目の専任教員の完全な確保は困難であると考えている状況がある。

このような状況の中、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、例えば、

- ・ 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難、
- ・ 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難、
- ・ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見通しも含む）、

といった状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成 22 年度の入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。

また、そのような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成 22 年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取り組む、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると考える。

なお、これらの定員の見直しが教育体制の強化を目的としていることに鑑みれば、その見直しに当たっては、教員数の削減などにより教育体制が脆弱になることのないよう配慮されるべきである。

法科大学院の入学定員の見直しに当たっては、地域における法曹養成機関としての機能・実績を分析・評価し、適切な規模に留意しながら、全国的な適正配置にも配慮する必要がある。

これらの取組によって、法科大学院全体としての入学定員が一定程度削減され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながることを期待される。

<法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進>

現在、入学定員 50 人以下の比較的小規模な法科大学院は 36 校で、全体の約半数近くとなっている。これらの小規模の法科大学院、特に地方の法科大学院の中には、入学志願者の確保や単独で質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合も見られる。すでに、平成 22 年度より、国公私立の大学間における教育課程の共同実施が可能となるよう制度改正がなされているところであり、このような法科大学院については、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図るなど、教育体制の抜本的な見直しを積極的に検討する必要がある。なお、このような各法科大学院における組織体制の見直しが促進されるよう、必要な措置が講じられる必要がある。

3. 教員養成体制の構築

- 学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置終了後も、法科大学院の教員が博士後期課程における研究指導に携わることにより、優れた研究・教育能力を備えた教員を育成していくことができるような制度的な配慮が必要である。
- 法科大学院のカリキュラムにおいても、法科大学院の教員を志す学生のために、外国法や研究論文の作成などの選択的な学修ができるような科目配置を行うことが望まれる。
- 法科大学院修了者が博士後期課程に進学することは、大きな経済的負担を伴うため、授業料免除や奨学金の充実、TA制度の活用など経済的支援の充実も図るべきである。

法科大学院修了者のほとんどは法曹の道に進むことを希望するため、特に博士後期課程への進学を希望する者が減少してきており、将来的な法科大学院教員の養成に懸念が生じている。今後、平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置終了後、法科大学院の教員が博士後期課程における研究指導に携わることが難しくなれば、教員養成体制の確保に支障が生じることになる。このため、平成25年度以降も、法科大学院の教員が博士後期課程において、優れた研究・教育能力を備えた教員を育成していくことができるような制度的な配慮が必要である。あわせて、一つの法科大学院で教員養成体制が構築できない場合は、他の研究科（博士課程・修士課程）との連携を図りながら、複数の法科大学院が、その一つを基幹校とした連携型の教員養成システムを構築することも考えられる。

一方、法科大学院のカリキュラムにおいては、研究論文の作成や外国法といった研究者養成に必要な基礎的な教育が十分なされる体制になっていないとの指摘がある。法科大学院のカリキュラムにおいても、法科大学院の教員を志す学生のために、外国法や研究論文の作成などの選択的な学修ができるような科目配置を行うよう配慮することも考えられ、その際、他の研究科・他専攻の履修単位数の法科大学院修了要件単位数への算入の仕方についても整理が必要である。

また、博士課程に進学するなどして教員を目指そうとする法科大学院修了者等については、経済的な負担が大きいのに、奨学金など経済的な支援が十分でないとの指摘があり、法科大学院修了者が博士後期課程に進学することに伴う経済的負担を軽減するため、授業料免除や奨学金の充実、TA制度の活用など経済的支援の充実も図られる必要がある。

4. 教員の教育能力の向上

- 教員の教育能力の向上を図るため、各法科大学院におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）を充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備する必要がある。
- 教員の教育能力についても、適切な評価の在り方や、評価の結果が改善に反映されるような仕組みを検討する必要がある。

ほぼすべての法科大学院においてFDのための組織が設置され、FD活動の一環として、主に学生による授業評価や教員相互の授業参観などが実施され、活発に行われている。しかしながら、これらの取組の成果についての検証や教育内容・方法の改善への結びつけが十分に行われているとはいえない。特に、学生による授業評価や教員間の授業参観については、すべての法科大学院で実施され、その結果は授業を担当する教員にフィードバックされているものの、授業評価の結果が授業内容・方法の改善のために十分活用されているとは言えない状況も多く認められる。このため、教員の教育能力の向上を図るため、各法科大学院におけるFDを充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備する必要がある。

このような各法科大学院におけるFDの活性化のためには、全国の法科大学院の教務担当者などの横の連携を構築することや、各法科大学院に優れた教育内容・方法をフィードバックしていくことを目的とした、全国的なFDの取組も期待される。これらのFDの取組に当たっては、教員の教育業績・能力についても、適切な評価の在り方や、評価の結果が改善に反映されるような仕組みを検討する必要がある。

第4 質を重視した評価システムの構築

1. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価

- 認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。
- 認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況（共通的な到達目標の達成状況を含む）、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路（司法試験の合格状況を含む）などを重点評価項目とする必要がある。
- 「不適合」の認定については、社会（特に法科大学院への入学を希望する者）に誤解や混乱を生じさせないような運用を図るため、上記の重点評価項目を踏まえながら、評価基準・方法について見直しを行う必要がある。
- 「不適合」の認定の基準・方法については、3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要があり、そのために3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。

<認証評価基準について>

認証評価機関による法科大学院に対する評価は、平成18年度から開始され、平成20年度までにすでに68校の評価が終了し、ほぼ一巡目が終わりつつある。平成20年度には、44校が認証評価を受けたところである。現行の認証評価については、3つの認証評価機関の間で評価の方法・内容にバラツキがある、評価項目によって、形式的な評価にとどまっているものや、過度に微細にこだわった評価となっている、評価項目が広範にわたり、といった指摘がある。このため、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。その際、評価基準は、数値のみで杓子定規的に評定するものとならないよう十分に精選されるべきであり、特に法科大学院教育の質の保証の観点から、以下の事項が重点評価項目として定められるべきである。

- ・入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）
- ・修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）
- ・教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）

<不適合認定について>

認証評価機関による評価が実施された68校のうち適合と認定されなかった法科大学院は22校となっている。これまでに適合と認定されなかった理由は、入学者選抜から教員の組織体制まで広範かつ多岐にわたっており、そのレベルも、法令違反に抵触するおそれがあるものから、評価機関が独自に求める評価基準に達していないものまで

かなりの幅が見られる。また、いわゆる「不適合」の認定を出す際も、評価基準が一つでも「不適合」が出た場合には全体として「不適合」の認定を行う機関、複数の評価基準で「不適合」、又は法令違反などの重大な評価基準において「不適合」が出た場合に全体として「不適合」の認定を出す機関と、その判定方法に相違が見られる。また、「不適合」認定は、法科大学院としての適格性を有さないとのイメージが社会的に先行し、認証評価機関が法科大学院に改善を促すといった実体とのギャップが生じている。

このため、「不適合」の認定については、社会（特に法科大学院への入学を希望する者）に誤解を与えないような運用を図る必要があり、上記の重点評価項目を踏まえながら、法科大学院の教育の質に重大な欠陥が認められるときに限って「不適合」と認定するなど、一層厳格な認証評価が行われることを担保し、これまで以上に客観性・透明性・予測可能性を確保した評価基準・方法となるよう、見直しが行われるべきである。

その際、「不適合」認定の基準・方法については、各認証評価機関それぞれの特色・独自性を損なわないよう配慮しながら、3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要があり、そのために3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。

なお、法科大学院に対する認証評価以外にも、例えば、機関別認証評価や国立大学法人評価など他の評価も実施されており、各法科大学院にとっては負担が重くなっている。このため、評価機関相互の間で効率的な連携が図られることが望ましく、評価方法の効率化や提出資料の簡素化などを進めることが期待される。

<参考：認証評価機関ごとの適格認定の方法>

【日弁連法務研究財団】

- 47の評価基準を3種に分類して適格認定を行う。
 - ・ 法令由来基準（設置基準等の法令に由来する基準）が一つでも不適合又はD評価であれば不適合とする。
 - ・ 法令由来基準以外で、充足が必須の基準は、一つでも不適合又はD評価であれば、当該大学院は原則として不適合とするが、他の基準の結果も考慮して総合的に判断する。
 - ・ 法令由来基準以外で、充足が望ましい評価基準は、不適合又はD評価であっても、それだけで不適合とはしない。

【大学評価・学位授与機構】

- 機構が定める評価基準は54の基準で構成され、それらはその内容により、次の2つに分類される。
 - ① 各法科大学院において、基準に定められた内容が満たされていることが求

められるもの。

- ② 各法科大学院において、少なくとも、基準に定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
- 評価の結果、すべての基準が満たされた場合には、評価基準に適合していると認められ、適格認定が与えられる。

【大学基準協会】

- 評価の視点は【レベルⅠ】（法科大学院に必要とされる最も基本的な事項）と【レベルⅡ】（法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項）の2段階に分かれる。
- 【レベルⅠ】のうち、法令等の遵守に関する事項（◎を付した評価の視点）については法令遵守状況に重大な問題がある場合は、認定しない。法令に準じて法科大学院に求める基本的事項（○を付した評価の視点）に問題がある場合は、「勧告」を付す。また、重大な問題がある場合や、多くの点で問題がある場合は、認定しない。

2. 積極的な情報公開の促進

○ 今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある。

法科大学院修了者は、司法試験の受験資格が付与されることから、法科大学院の教育の活動状況について社会的な関心が高い。また、法科大学院入学希望者にとっても、どの法科大学院に入学すべきか選択する際に、各法科大学院の教育の活動状況に関する情報は必要不可欠である。現在、各法科大学院においては、入学者選抜の状況、教育内容・方法や修了者の進路などについて、社会に対して一定の情報提供がなされているが、なお十分ではないとの指摘もなされている。このため、今後、各法科大学院においては、例えば、以下のような情報を一層、積極的に提供していく必要がある。

- ・入学者選抜に関するもの（志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点など）
- ・教育内容等に関するもの（カリキュラム、到達目標、進級・修了基準、進級率など）
- ・教員に関するもの（担当教員の教育研究業績など）
- ・司法試験をはじめとする修了者の進路等に関するもの（修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など）
- ・学生への生活支援に関するもの（奨学金制度など）

このような各法科大学院における情報（特に修了者の進路など）については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される。

3. フォローアップ体制の構築

- 各法科大学院において、教育活動が法令に従って適切に行われているか、又改善のための真摯な取組が推進されているかについて、フォローアップを行うための組織を本委員会に設置し、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築する。
- 各法科大学院における改善の進捗状況を踏まえながら、法令違反の場合は、学校教育法に基づく措置等の適切な対応を取られることが求められる。

審議経過

第1回	平成20年3月27日	法科大学院の教育の質の保証について（審議） 認証評価の結果について
第2回	平成20年7月18日	ワーキング・グループの審議状況について 法科大学院の教育の質について（審議）
第3回	平成20年7月23日	法科大学院の教育の質について（審議）
第4回	平成20年8月21日	法科大学院の教育体制の強化について（審議）
第5回	平成20年9月 5日	ワーキング・グループの検討結果について 教育体制の充実について（審議）
第6回	平成20年9月30日	中間まとめ（案）について（審議）
第7回	平成20年12月5日	法科大学院教育の改善に関するヒアリングの 実施について
第8回	平成21年2月24日	特別委員会のこれまでの審議状況について
第9回	平成21年3月19日	第1ワーキング・グループの検討結果について
第10回	平成21年4月 3日	法科大学院の認証評価について 第2ワーキング・グループの検討結果について
第11回	平成21年4月10日	法科大学院教育の質の向上について
第12回	平成21年4月17日	法科大学院教育の質の向上について

第4期中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会委員名簿

(臨時委員) 2名

座長	田中成明	関西学院大学大学院司法研究科教授
座長代理	木村孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長

(専門委員) 14名

磯村保	神戸大学大学院法学研究科教授
小山太士	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
小幡純子	上智大学大学院法学研究科教授
鎌田薫	早稲田大学大学院法務研究科長
川端和治	弁護士
川村正幸	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
小島武司	桐蔭横浜大学長
瀬戸純一	駿河台大学文化情報学部教授
永田眞三郎	関西大学法学部教授
中谷実	南山大学大学院法務研究科教授
林道晴	司法研修所事務局長
諸石光熙	弁護士
山中至	熊本大学大学院法曹養成研究科教授

計 16名

第5期中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会委員名簿

(臨時委員) 2名

座長 田中成明 関西学院大学大学院司法研究科教授
有信睦弘 株式会社東芝顧問

(専門委員) 14名

磯村保 神戸大学大学院法学研究科教授
稲田仁士 三菱商事株式会社法務部長
座長代理 井上正仁 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
小山太士 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
笠井治 弁護士
鎌田薫 早稲田大学大学院法務研究科長
木村光江 首都大学東京大学院社会科学研究科教授
椎橋隆幸 中央大学副学長・大学院法務研究科教授
土屋美明 社団法人共同通信社論説委員・編集委員
永田眞三郎 関西大学法学部教授
長谷部由起子 学習院大学大学院法務研究科教授
林道晴 司法研修所事務局長
松村和徳 岡山大学大学院法務研究科長
山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

計 16名

**第4期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第1ワーキング・グループ委員名簿**

(専門委員)	7名		
	大 貫 裕 之		中央大学大学院法務研究科教授
	大 村 敦 志		東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	笠 井 正 俊		京都大学大学院法学研究科・法学部教授
主査	鎌 田 薫		早稲田大学大学院法務研究科長
主査代理	永 田 眞三郎		関西大学法学部教授
	野 澤 正 充		立教大学大学院法務研究科教授
	平 野 敏 彦		広島大学大学院法務研究科長

計 7名

**第4期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第2ワーキング・グループ委員名簿**

(専門委員)	13名		
	石 川 敏 行		中央大学大学院法務研究科教授
主査	磯 村 保		神戸大学大学院法学研究科教授
	大 塚 直		早稲田大学大学院法務研究科教授
	小 林 量		名古屋大学法学部・法学研究科教授
	佐々木 宗 啓		法務省大臣官房司法法制部参事官
	高 瀬 浩 造		東京医科歯科大学副学長・大学院医歯学総合 研究科教授(司法修習委員会委員)
	田 村 政 喜		司法研修所教官
	土 井 真 一		京都大学大学院法学研究科教授
	長 沼 範 良		上智大学大学院法学研究科教授
	酒 巻 匡		京都大学大学院法学研究科教授
	藤 原 浩		弁護士
主査代理	山 口 厚		東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山 本 和 彦		一橋大学大学院法学研究科教授

計 13名

**第5期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第1ワーキング・グループ委員**

(専門委員)	7名	
	大 貫 裕 之	中央大学大学院法務研究科教授
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	笠 井 正 俊	京都大学大学院法学研究科・法学部教
主査	鎌 田 薫	早稲田大学大学院法務研究科長
主査代理	永 田 眞三郎	関西大学法学部教授
	野 澤 正 充	立教大学大学院法務研究科教授
	平 野 敏 彦	広島大学大学院法務研究科長

計 7名

**第5期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第2ワーキング・グループ委員**

(専門委員)	12名	
	石 川 敏 行	中央大学大学院法務研究科教授
主査	磯 村 保	神戸大学大学院法学研究科教授
	大 塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小 林 量	名古屋大学大学院法学部・法務研究科教授
	酒 卷 匡	京都大学大学院法学研究科教授
	佐々木 宗 啓	法務省大臣官房司法法制部参事官
	高 瀬 浩 造	東京医科歯科大学副学長・大学院医歯学総合 研究科教授（司法修習委員会委員）
	土 井 真 一	京都大学大学院法学研究科・法学部教授
	中 山 大 行	司法研修所教官
	藤 原 浩	弁護士
主査代理	山 口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科・法学部教授

計 12名